

**健診未受診者医療情報収集事業に関する Q&A
(2024.8.1 版)**

福岡県後期高齢者医療広域連合（健康企画課）

健診未受診者医療情報収集事業に関する Q&A (目次)

I 【基本的事項】

- 1 事業の概要等について知りたい・・・・・・・・・・・・・・・・ P 1
- 2 対象者はどのような人か・・・・・・・・・・・・・・・・ P 1
- 3 対象者には、いつごろ、どのような書類を送るのか・・・・・・・・ P 1
- 4 医療機関は何をすればいいのか・・・・・・・・・・・・・・・・ P 1
- 5 医師の判断日はいつの日付にすればいいのか・・・・・・・・ P 1
- 6 身長・体重・腹囲を測定とあるが、すでにその計測結果がある場合は、
その転記でも良いか・・・・・・・・・・・・・・・・ P 2
- 7 血糖の欄は 3 種類あるが、全てに記載が必要か・・・・・・・・ P 2
- 8 コレステロールも、全て記載が必要か・・・・・・・・ P 2
- 9 書類の提出、情報提供料の請求はどのようにすればいいのか。・・・・ P 3
- 10 医師の判断のために診察した場合は、保険請求できるのか・・・・・・・・ P 4
- 11 この事業は毎年行うのか・・・・・・・・・・・・・・・・ P 4

II 【対象者の選定】

- 12 対象者はどのように選んだのか・・・・・・・・・・・・・・・・ P 4
- 13 対象者はどれだけいるのか・・・・・・・・・・・・・・・・ P 5
- 14 複数の医療機関にデータがある場合は、どうしたのか・・・・・・・・ P 5

III 【対象者について】

- 15 締切日（令和 7 年 3 月 3 1 日）以降に持ってこられた場合はどうなるのか
・・・・・・・・・・・・・・・・ P 5
- 16 令和 6 年 4～9 月のレセプトデータから抽出したということだが、当院では
その後検査を行った。その場合はどちらを記入するのか・・・・・・・・ P 5
- 17 最近、健診を受けていたらどうなるのか・・・・・・・・ P 6
- 18 福岡県後期高齢者医療制度の被保険者が、他県へ引っ越し、他県の後期高齢
者医療制度の被保険者になったら（＝福岡県後期高齢者医療制度の被保険者
でなくなったら）どうなるのか。・・・・・・・・ P 6
- 19 実施医療機関から、提出を勧奨していいのか・・・・・・・・ P 6
- 20 被保険者が、情報提供票と質問票兼同意書を忘れた場合は？・・・・・・・・ P 6

V 【その他】

- 21 今後、健診とこの事業とどちらを優先するのか・・・・・・・・・・ P6
- 22 この事業における本人への謝礼はないのか・・・・・・・・・・ P6
- 23 福岡市が行っている「よかドック医療情報収集事業」と本事業の違いは？・・・・・・・・・・ P7

I 【基本的事項】

1 事業の概要等について知りたい。

後期高齢者健康診査（以下、健診とする。）の受診率向上と令和6年度から本格的実施となる高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業やフレイル対策事業等に活用し、被保険者の健康保持増進に繋げることを目的に、医療機関が保有する検査結果情報の提供について被保険者の同意が得られた場合に、情報提供票等（情報提供票・質問票兼同意書）を、福岡県国民健康保険団体連合会（以下、国保連合会）を通して本広域連合に提出していただくことで健診を受診したとみなし健診データとして収集いたします。また、情報提供票等の作成・提供にあたり本広域連合から国保連合会を通じて情報提供料が医療機関へ支払われます。

※市町村が実施する特定健診においても同様の事業を実施しております

2 対象者はどのような人か。

健診未受診者のうち健診結果と同等の検査データがある方

3 対象者には、いつごろ、どのような書類を送るのか。

令和6年11月下旬頃に、「対象者への協力依頼文」及び「情報提供票・質問票兼同意書」を送ります。

本人宛依頼文では、貴医療機関に提出するようお願いしております。

4 医療機関は何をすればいいのか。

対象者が「情報提供票・質問票兼同意書」を持参した際、以下の作業をお願いします。

本人署名及び質問票の記載を確認の上、

- ① 身長・体重・腹囲を測定の上、記入してください。（血圧が未測定の場合は血圧測定をお願いします。）
- ② 診療録から、必要事項を転記してください。
- ③ 「医師の判断」欄を記入してください。

5 医師の判断日はいつの日付にすればいいのか。

医師が検査結果をもとに総合判定を実施した日付を記入してください。

※被保険者同意日以前の日付を記入しても構いません。（参考1）

※“すべての検査年月日”と“医師の判断日”は3カ月以内である必要があります。

(参考 2) (参考 3)

(参考 1)

6/1	7/1	12/1	本事業の対象
検査年月日	医師の判断日	被保険者同意日	※検査年月日～医師の判断日が3カ月以内

(参考 2)

6/1	12/1	12/1	本事業の対象外
検査年月日	医師の判断日	被保険者同意日	※検査年月日～医師の判断日が3カ月以上

(参考 3)

6/1	10/1	11/1	12/1	本事業の対象外
検査年月日① 例) 血液検査	検査年月日② 例) 尿検査	医師の判断日	被保険者同意日	※はじめの検査年月日～医師の判断日が3カ月以上

6 身長・体重・腹囲を測定とあるが、すでにその計測結果がある場合は、その転記でも良いか。

「情報提供票・質問票兼同意書」の提出日に測定しなければならないわけではありませんが、すでに計測値がある方は、改めて計測していただく必要はありません。(診療録の転記で構いません。)

なお、未測定の場合は血圧の測定もお願いします。

7 血糖の欄は3種類あるが、全てに記載が必要か。

いずれか1つでも可です。

空腹時血糖(食後10時間以上)が無い場合は、HbA1cの記載をお願いします。空腹時血糖とHbA1cが未検査の場合のみ、随時血糖(食後3.5～10時間未満)の記載をお願いします。

8 コレステロールも、全て記載が必要か。

必須項目のため、中性脂肪、HDLコレステロール、LDLコレステロールの3項目の記載をお願いします。ただし、空腹時中性脂肪もしくは随時中性脂肪が400mg/dL以上または食後採血の場合は、LDLコレステロールに代えて、non-HDLコレステロー

ル（総コレステロールからHDLコレステロールを除いたもの）の記載でも可です。

9 書類の提出、情報提供料の請求はどのようにすればいいのか。

（提出書類）

検査結果データから、次の各様式の記載項目にご記入の上、とびうめネット利用同意書（以下、とびうめ同意書）がある場合は①～④を福岡県医師会に、とびうめ同意書がない場合には①～③を国保連合会（事業振興係）に提出してください。

- ①情報提供票（様式1）
- ②質問票兼同意書（様式3）
- ③送付書（様式4）・・・国保連合会のホームページに掲載しています。
- ④とびうめ同意書

（提出）

- ①：とびうめ同意書添付の場合

提出日：毎月月末までに

提出先：〒812-8551 福岡市博多区博多駅南2-9-30
福岡県医師会

- ②：とびうめ同意書添付なしの場合

提出日：翌月5日までに

提出先：〒812-8521 福岡市博多区吉塚本町13-14
福岡県国民健康保険団体連合会 事業振興係

- ③：医師会に加入されていない医療機関の場合

提出日：翌月5日までに

提出先：〒812-8521 福岡市博多区吉塚本町13-14
福岡県国民健康保険団体連合会 事業振興係

（情報提供料）

1件当たり 2,546円（うち、消費税及び地方消費税の額 231円）

※情報提供料は、国保連合会から各実施機関（医療機関）の診療報酬の届出口座に振込み（支払い）ます。支払時期は次のとおりです。

	医療機関	提出	県医師会	提出	国保連	支払	医療機関
	n月		n月 末日		(n+1)月 5日まで		(n+2)月 末日
とびうめ同意書 添付あり	1月 医療機関作成		1月31日提出 (医療機関⇒県医師会)		2月5日提出 (県医師会⇒国保連)		3月31日支払 (国保連⇒医療機関)
・とびうめ同意書 添付なし ・医師会に加入されていない 医療機関	1月 医療機関作成	/			2月5日提出 (医療機関⇒国保連)		3月31日支払 (国保連⇒医療機関)

10 医師の判断のために診察した場合は、保険請求できるのか。

情報提供料に含まれますので、保険請求できません。

対象者には、無料と説明しております。本人にも請求はできません。

11 この事業は毎年行うのか

毎年実施します。

ご提出いただいた分は、本広域連合の被保険者の生活習慣病予防対策等、保健事業に活かすために使用させていただきます。

Ⅱ 【対象者の選定】

12 対象者はどのように選んだのか。

国保連合会では、健診結果相当のデータを持つ健診未受診者をレセプトデータから抽出できるシステムを開発しています。

本広域連合では、このシステムを活用し、健診未受診の方のうち、令和6年4～9月の間で、同じ月に健診結果と同等の血液検査と尿検査のある方を抽出しております。

7月に血液検査、8月に尿検査といったように、検査が月をまたがる方は抽出していません。(診療録からのデータ検索・転記しやすさを考慮しました。)

今回の対象者の例

	6月	7月	8月
血液検査	○		
尿検査	○		

	6月	7月	8月
血液検査	○		○
尿検査	○		○

	6月	7月	8月
血液検査	○	○	○
尿検査	○	○	○

今回対象としなかった方の例

	6月	7月	8月
血液検査	○		
尿検査			○

13 対象者はどれだけいるのか

今年度の対象者数は約 10,000 人となっております。

14 複数の医療機関にデータがある場合は、どうしたらいいのか。

基本的には、直近のデータがある医療機関としております。

Ⅲ 【対象者が来院された場合の対応について】

15 締切日（令和7年3月31日）以降に持ってこられた場合はどうなるのか。

医師の判断日が該当年度の3月31日を超えた場合は対象外となります。

16 令和6年4～9月のレセプトデータから抽出したということだが、当院ではその後検査を行った。その場合はどちらを記入するのか。

できれば最新のデータをご記入ください。

なお、血液検査と尿検査が別々に行われていても必要項目が揃っていれば差し支えありません。

17 最近、健診を受けていたらどうなるのか。

本広域連合から情報提供票等をお送りした方は、9月下旬までの受診者は除外していますが、それ以降に健診を受けた人は含まれています。すでに健診を受診している人は対象外となります。

また、今後健診を受診予定ですでに予約されている人が「情報提供票・質問票兼同意書」を持って来られた場合は、健診受診を優先してください。

18 福岡県後期高齢者医療制度の被保険者が、他県へ引っ越し、他県の後期高齢者医療制度の被保険者になったら（＝福岡県後期高齢者医療制度の被保険者でなくなったら）どうなるのか。

この事業の対象外となります。

19 実施医療機関から、提出を勧奨していいのか。

よろしくお願ひいたします。

20 被保険者が、情報提供票と質問票兼同意書を忘れた場合は？

必須項目の記入誤り・記入漏れなどを防止するため、お手数ですが、被保険者が持参された際、情報提供票に記入をお願いします。

V 【その他】

21 今後、健診とこの事業とどちらを優先するのか。

糖尿病などで通院中の方には、当然のことながら治療が優先となりますが、健診と本事業いずれも可能な方の場合、まず健診をお勧めいただき、その意向がない場合に本事業をお勧めください。

22 この事業における本人への謝礼はないのか。

本人への謝礼については考えておりません。

23 福岡市が行っている「よかドック医療情報収集事業」と本事業の違いは？

本事業は、国保連合会のシステムを用いて行うもので、医療機関にお支払いする情報提供料の単価も含め、ほぼ同様の内容となっております。

違いとしては、本広域連合では費用請求業務について国保連合会と契約して本事業を実施しておりますが、福岡市は国保連合会と契約しておりません。

そのため、書類の流れが、以下の通り異なります。

(本広域連合)

実施医療機関→(福岡県医師会)→国保連合会→本広域連合

(福岡市)

実施医療機関→福岡市医師会→福岡市

※本広域連合は福岡市と異なり、県内全域を対象としているため、国保連合会を介した流れを採用しております。

問い合わせ先

福岡県後期高齢者医療広域連合

お問い合わせセンター

TEL : 092-651-3111